

第12号議案

ふじみ野市立スポーツセンター条例の一部を改正する条例

ふじみ野市立スポーツセンター条例（平成29年ふじみ野市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条の表弓道場の項位置の欄を次のように改める。

ふじみ野市大井武蔵野1393番地2

第9条第3号中「第14条」を「第15条」に改める。

第17条を第18条とし、第16条を第17条とする。

第15条第2項を次のように改める。

- 2 前項の規定により、指定管理者にセンターの管理を行わせる場合におけるこの条例の規定の適用については、第4条第2項、第5条第2項、第6条、第7条第1項、第9条、第12条ただし書、第13条第2項及び第15条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第4条第2項、第5条第2項及び第7条第1項第4号中「認める」とあるのは「認め、市長の承認を得た」と、第10条の見出し、第11条（見出しを含む。）、第12条（見出しを含む。）及び別表中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第10条中「使用料」とあるのは「額の範囲において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めた利用料金（以下「利用料金」という。）」と、第11条中「市長は」とあるのは「指定管理者は」と、附則第4項（見出しを含む。）中「使用料の」とあるのは「利用料金の」と読み替えるものとする。

第15条を第16条とし、第11条から第14条までを1条ずつ繰り下げ、第10条の次に次の1条を加える。

（使用料の免除）

第11条 市長は、公用に供し、又は災害その他市長が特別に認めたときは、前条に規定する使用料を免除することができる。

別表1の表備考1中「満16歳未満の者又は」を「15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者若しくは」に、「1名」を「1人」に改め、「限る。）」の次に「又はこれらの者が構成員の一員となっている団体のうちこれらの者の」を加え、「超えている」を「超える団体が利用する」に改め、同表備考2中「当該者」を「これらの者」に、「数が過半数」を「合計人数が利用者の総数の半数」に改める。

別表2の表備考1中「満16歳未満の者又は」を「15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者若しくは」に、「1名」を「1人」に改め、「限る。）」の次に「又はこれらの者が構成員の一員となっている団体のうちこれらの者の」を加え、「超えている」を「超える団体が利用する」に改め、同表備考2中「当該者」を「これらの者」に、「数が過半数」を「合計人数が利用者の総数の半数」に改め、同表備考3を次のように改める。

- 3 12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者は、上野台

体育館トレーニング室を利用することができない。

別表3の表備考1中「満16歳未満の者又は」を「15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者若しくは」に、「1名」を「1人」に改め、「限る。）」の次に「又はこれらの者が構成員の一員となっている団体のうちこれらの者の」を加え、「超えている」を「超える団体が利用する」に改め、同表備考2中「当該者」を「これらの者」に、「数が過半数」を「合計人数が利用者の総数の半数」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後のふじみ野市立スポーツセンター条例第11条の規定による使用料の免除及びこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、同条の規定の例により行うことができる。

令和2年2月20日提出

ふじみ野市長 高 畑 博

提案理由

使用料の免除規定を追加し、及び条文を整備するため、ふじみ野市立スポーツセンター条例の一部を改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。